

熊本県人吉市との「災害時等の相互応援協定」締結について

友好交流を行っている熊本県人吉市と、大規模な災害がいずれかの市域で発生した場合の応急対策について定めた「災害時等の相互応援に関する協定」を締結します。

市では、3月11日に発生した東日本大震災時において、自治体間の災害協定が有効に機能し、迅速かつ適切な災害支援が行われたことから、友好姉妹都市や友好交流を行っている市町などを対象として、積極的に協定の締結を進めています。

協定の締結に際しまして、熊本県人吉市の田中市長が来市し、下記のとおり、調印式を執り行います。

記

- 1 日 時 平成 23 年 10 月 7 日（金） 午前 10 時から午前 10 時 40 分まで
- 2 会 場 牧之原市役所榛原庁舎 5 階庁議室
- 3 出席者 ・ 人吉市…田中市長、担当職員
・ 牧之原市…西原市長、副市長、教育長、市議会議員、担当職員
- 4 内 容 ・ 9時50分 人吉市長到着。庁舎前で市長等が出迎え。
・ 10時00分 調印式・歓迎式開始
協定経緯の報告、協定の調印、牧之原市長の挨拶、
人吉市長の挨拶、記念写真撮影等
・ 10時40分 調印式・歓迎式終了
- 5 その他 本市による「災害時等の相互応援に関する協定」の締結は、本年 7 月 11日に締結した長野県下伊那郡松川町に続いて、2自治体目となる。

6 人吉市との友好交流について

(1) 人吉市の概要

熊本県の南部、人吉盆地の西南端。南は鹿児島、宮崎両県に接している。熊本、宮崎、鹿児島の大都市から約 1 時間の位置。人口 35,745 人（23 年 8 月末日）、面積 210.48 k m²。人吉温泉、国宝青井阿蘇神社、人吉城跡、球磨川下り、郷土玩具のきじ馬（きじ車）、特産物の球磨焼酎などが有名。

(2) 友好交流の経緯

人吉市は、鎌倉時代から約 700 年、37 代にわたって、「相良氏」が一統支配を行った人吉球磨地域に位置している。牧之原市は「相良氏」発祥の地であることから歴史的なつながりが深く、昭和 34 年頃より、友好交流を行っている。

熊本県人吉市と静岡県牧之原市との間における
災害時等の相互応援に関する協定書

熊本県人吉市(以下「甲」という。)と静岡県牧之原市(以下「乙」という。)
は、災害時等における相互応援について、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において、災害対策基本法（昭和36
年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生
した場合に、法第67条の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、必要な
事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) ごみ及びし尿の処理のための車両の斡旋
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 被災児童、生徒等を一時受け入れるための施設の提供及び斡旋
- (7) 救援、救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (8) ボランティアの斡旋
- (9) 被災者に対する住宅の提供及び斡旋
- (10) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

(応援要請の手続)

第3条 甲及び乙は、応援を要請するとき次に掲げる事項を明らかにして、電話又は電信等により要請を行い、後日、速やかに文書（様式1）を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第4号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第5号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- (4) 前条第6号に掲げる一時受入に要する被災児童、生徒等の学年及び人員
- (5) 前条第7号に掲げる職員の職種別人員
- (6) 前条第8号に掲げるボランティアの従事する内容及び人員
- (7) 応援を受ける場所及びその経路並びに期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

(応援の実施)

第4条 甲及び乙は、応援を要請されたときは、可能な限りこれに応ずるよう
に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前条の規定にかかわらず、緊急に応援する必要があると認め

られる場合には、同条の要請を待たずに応援を行うことができる。この場合において、応援を行う市は、その内容について応援を受ける市へ速やかに連絡するものとする。

(応援に要した費用の負担)

第5条 応援に要した費用の負担は、原則として応援を受ける市の負担とする。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受ける市、被災市への往復経路の途中に生じたものについては応援を行う市が、それぞれ賠償の責を負うものとする。

3 前2項の規定により難しい場合には、別途協議する。

(情報等の交換)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な資料・情報等を常時交換するものとする。

(効力等)

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を発するものとする。

2 この協定の締結後、甲乙どちらか一方がこの協定を破棄しようとする場合は、相手方に対し、この協定を破棄しようとする日から起算して6か月前までに、文書をもってその旨を通知しなければならない。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年10月7日

甲 熊本県人吉市麓町16番地

人吉市長

乙 静岡県牧之原市静波447番地1

牧之原市長